

C型肝炎対策の推進に関する意見書

国民に感染が広がっていると言われていたC型肝炎は、潜伏期間が長いため、本人が感染を自覚しないことが多く、気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行する可能性が高いと言われていた。

また、本年6月には大阪地裁、8月には福岡地裁において、血液製剤投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が国と製薬会社を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の判決が下されたが、いずれも国の行政責任、製薬会社の不法行為責任が認められ、早急な対策が求められている。

こうした中、国はC型肝炎の検査体制の整備を図るなど、総合的な対策に取り組んでいるが、さらにその根絶に向けて低迷する検診率や感染の一因とされるフィブリノゲン製剤の使用追跡調査などの問題を解決するとともに、安心して診療等を受けられる体制を整備することが必要である。

よって、国におかれては、C型肝炎対策の一層の推進を図るため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 追跡調査により感染実態を究明し、責任の所在を明確にするとともに判決を重く受けとめ、早急に現在の薬害被害者の救済措置を図ること。
 - 2 ウイルス検診体制の拡充と検査・診療費用の負担軽減を行うこと。
 - 3 ウイルスキャリアに対する差別・偏見を一掃すること。
- ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月20日

金沢市議会議長 平 田 誠 一